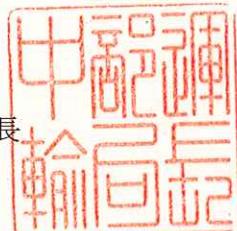


中運技整第43号
中運技保第35号
令和4年7月28日

中部地区自動車車体整備協同組合 連絡協議会会長 殿

中部運輸局長



自動車点検整備推進運動の実施について（依頼）

平素は、中部運輸局の業務に対してご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

自動車は、国民の生活や経済の発展に必要不可欠なものであり、その役割はますます重要なものとなっています。

一方、昨年の交通事故による死者数は2,636人、負傷者は約36万人と年々減少しているものの、依然として多くの方が被害に遭われている厳しい状況が続いています。

また、今や国産メーカーの製造する乗用車の約9割に衝突被害軽減ブレーキが搭載されるなど、先進安全技術を搭載した自動車が急増しています。これらの自動車には、カメラ、センサーなど数多くの電子制御装置が搭載されていますが、使用中の故障や不具合が発生し、予期せぬ事故やトラブルにつながった事例があることに留意する必要があります。さらに環境面においても、排出ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への対応が重要です。

このようなことから、自動車の使用者には、自動車の不具合による事故の防止や環境保全を図ることを目的として、自動車の点検・整備の実施が義務付けられていますが、その実施状況は乗用車で6割程度に留まるなど、決して十分に実施されているとは言えない状況にあり、自動車使用者の保守管理意識を高め、適切な点検・整備が実施されるよう取組むことが必要です。

また、本年1月に岐阜県の中央自動車道でダンプトラックの左後輪が外れ、駐車中の車両に衝突する事故が発生するなど、車輪脱落事故が多発し深刻な状況となっており、大型バスにおいても車齢の高い車両が数多く使用されているという現実の中で、少数ではあるものの車両火災事故が発生している状況です。さらに、令和4年4月23日に北海道において、観光船の海難により乗員乗客が行方不明、死亡するという大変痛ましい事故が発生しています。自動車運送事業においても、輸送の安全の確保が最大の使命であることを改めて確認し、車両の点検整備を確実に実施することが求められています。

このため国土交通省では、関係機関等の協力のもと、別添の実施要領により「自動車点検整備推進運動」を全国的に展開し、中部運輸局では令和4年10月を地方独自の強化月間として、大型車の車輪脱落事故防止対策の観点を中心とした大型車に関する適切な点検・整備の実施方法についての啓発を重点項目とし、自動車使用者による保守管理の徹底を強力に推進することとしております。

つきましては、貴会（組合、支部）におかれましても、この趣旨をご理解のうえ、ご協力いただくとともに、傘下会員（組合員）に対して本運動の実施について適切なご指導方よろしくお願ひいたします。



令和4年度「自動車点検整備推進運動」実施要領

令和4年5月
国土交通省自動車局

第1 目的

我が国の自動車保有台数は令和3年12月末現在で8千万台を超えており、国民の生活や経済の発展における役割は、ますます重要なものとなっている。

その一方で、昨年の交通事故による死者数は2,636人、負傷者数は約36万人と、依然として多くの方が被害に遭われている状況が続いている。また、今や国産メーカーの製造する乗用車の約9割に衝突被害軽減ブレーキが搭載されるなど先進安全技術を搭載した自動車が急増しているが、搭載されたカメラ・センサーなどの電子制御装置に故障や不具合が発生し、予期せぬ事故やトラブルにつながった事例もある。さらに環境面においても、カーボンニュートラルをはじめとした地球温暖化対策等への配慮が必要な状況である。

このようなことに鑑み、自動車の使用者には自動車の適切な点検・整備の実施が義務付けられているが、それが使用者に十分理解されているとは言えず、例えば定期点検整備の実施状況は乗用車で6割程度に留まっている。また、大型トラックでは、重大事故につながりうる車輪脱落事故が多発・増加するといった深刻な状況が続いている。大型バスにおいても、少数はあるものの依然として車両火災事故が発生している状況である。さらに、令和4年4月23日に北海道において、観光船の海難により乗員乗客が行方不明、死亡するという大変痛ましい事故が発生した。自動車運送事業においても、輸送の安全の確保が最大の使命であることを改めて確認し、車両の点検整備を確実に実施することが求められている。

これらを踏まえると、自動車の安全確保のための予防的な点検・整備が確実に実施されるよう、啓発を行っていくことが重要である。したがって、「不正改造車を排除する運動」など他の運動等との連携を図った相乗効果をねらいつつ、関係省庁や自動車関係団体等の協力を得て「自動車点検整備推進運動」を実施し、使用者に点検・整備の必要性や重要性を十分理解してもらうための取組を、全国的に展開することとする。

第2 実施機関

国土交通省、自動車関係31団体（別紙1）で構成する「自動車点検整備推進協議会」（以下、協議会）及び自動車関係15団体（別紙2）で構成する「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会」（以下、連絡会）が中心となって、内閣府、警察庁及び環境省の後援並びに独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会及び独立行政法人自動車事故対策機構の協力のもとに本運動を実施する。

第3 実施期間

本運動は1年を通して実施するものとするが、特に令和4年9月1日（木）から9月

30日（金）までの1ヶ月間を全国統一強化月間とし、これに加え、他のイベントと開催時期を合わせるなど地域の実情や効果の得られる時期等を考慮して各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む）又は各運輸支局（神戸運輸監理部兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む）ごとに地方独自強化月間を1ヶ月間設定し、各取り組みを強力に推進する。

第4 重点項目

1. 全国統一強化月間の重点項目

- (1) 点検・整備の必要性や重要性の啓発（特に10代から30代の若者世代の使用者に重点を置く）
- (2) 大型車の車輪脱落事故防止対策や車両火災事故防止対策の観点を中心に、大型車に関する適切な点検・整備の実施方法についての啓発
- (3) 令和3年10月に新規追加された点検項目「車載式故障診断装置の診断の結果」の確実な実施についての周知・啓発

2. 地方独自強化月間の重点項目

各地方運輸局又は各運輸支局は、上記1.に加え、地域の実情に応じた地方独自の取組内容を設定するよう努める。

第5 実施事項

本運動の実施にあたっては、使用者が点検・整備の必要性・重要性を認識し、自動車の保守管理意識の高揚が図られるよう、以下の実施事項に従い効果的な運動を展開する。

その際、新型コロナウイルス感染症の拡大状況に応じ、感染防止対策を十分図ったうえでイベント等の取組を実施し、必要に応じ取組内容の見直しを行う等により国民の命と健康を守ることを第一に点検整備の必要性・重要性の認識向上に努める。

1. 自動車の点検・整備を推進するための広報・啓発活動

(1) イベント等の開催

- ① 本省及び協議会は、自動車点検整備推進運動を全国的に盛り上げるため、地域イベントとの連携等を踏まえたイベントを開催する。その際、登壇者や発言者等が2人以上いる場合には、可能な限りその性別に偏りがないように努めること（以下、イベントの開催に係る箇所について同じ。）。また、地域イベントの支援のため、広報・啓発ツールの製作・配布やマスメディア等（ウェブサイト、SNSを含む）を活用した広報を実施する。
- ② 各地方運輸局及び各運輸支局等（神戸運輸監理部兵庫陸運部、沖縄総合事務局陸運事務所、自動車検査登録事務所及び沖縄総合事務局陸運事務所の支所を含む）並びに協議会構成団体の地方組織は、自動車点検整備推進運動が地域の方々に認知してもらえるよう参加・体験・実践型の地域イベントを管内各地で開催する。また、イベントの開催にあたり、マスメディア等による効果のある広報に努め、

地域イベントの認知向上を図る。

(2) 総合的な広報・啓発活動の実施

- ① 本省等(各地方運輸局及び各運輸支局等を含む)は協議会及び連絡会と協力し、大型車を含めた自動車の使用者に対しポスター・チラシ等を用いた広報活動を実施する。なお、自家用自動車の使用者を対象としたポスター・チラシ等については、イベント等に参加した10代から30代の若者世代の使用者へ積極的に展開するよう努める。

また、大型車の車輪脱落事故や車両火災事故による事故防止に向けた確実な点検・整備の実施を啓発する。

- ② 本省等並びに協議会及び連絡会構成団体は、各自保有する車両の確実な点検・整備の実施を図る。また、その所属職員等に対し、庁舎・営業所等における掲示板、館内放送、インターネット等によって、マイカーの点検・整備を励行する。

(3) 講習や無料点検等の実施

協議会構成団体の地方組織は、点検・整備に関する実技講習や無料点検を実施するとともに、点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の必要性や重要性を説明する講習会やマイカー相談等を実施し、使用者の保守管理意識の高揚を図る。

(4) 整備不良等に起因する事故等防止の啓発

各地方運輸局及び各運輸支局等は、協議会及び連絡会構成団体の地方組織の協力を得ながら、整備不良等に起因する大型車の車輪脱落事故、車両火災事故及び車両故障を防止するため、整備管理者研修等を通じてこれらの事故の情報を展開するとともに、適切な点検・整備の励行を図る。

また、自家用自動車の整備管理者に対し、関係団体等が主催する講習会等への自主的な参加を促すよう努める。

さらに、運送事業者が選任する整備管理者に対しては、輸送の安全の確保が最大の使命であることを改めて確認するとともに、「事業用自動車総合安全プラン2025」を踏まえつつ、貨物自動車運送事業者の場合は「大型車の車輪脱落事故防止に係る令和3年度緊急対策」(以下、車輪脱落事故防止緊急対策)に基づく適切なタイヤ交換作業について、バス事業者の場合は「バス火災防止のための点検整備のポイント」や「貸切バス予防整備ガイドライン」に基づく整備管理方法について、整備管理者研修において教示する。

(5) 出前講座等の実施

- ① 各地方運輸局及び各運輸支局等は、協議会構成団体の地方組織の協力を得ながら、自動車整備士養成施設等に赴き、日常点検等の実施方法、点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えながら点検・整備の必要性や重要性を説明する出前講座を行うよう努める。
- ② 本省等は、自動車教習所や運転免許センターに指導教員として所属する職員へ、学科教本に記載されている点検・整備の必要性や重要性を特に強力に指導して欲しい旨を伝えるなど、積極的な働きかけを行うよう努める。

2. 使用者に対する調査・指導等

(1)ハガキ等による点検整備実施状況の調査・指導等

- ① 本省は、前検査を受検した使用者に対し、ハガキを用いて定期点検整備の実施を呼びかけるとともに、その実施状況を調査する。
また、各運輸支局等は、前検査を受けようとする事業者等（自家用大型貨物自動車の使用者を含む）について、確実な定期点検の励行を図る。
- ② 各運輸支局等は、不正改造車・迷惑黒煙情報提供窓口に寄せられた情報を基に、該当する車両の使用者に対しハガキを送付することにより、自主点検を促すとともに点検・整備の必要性や重要性を啓発する。

(2)街頭検査等での啓発・指導

- ① 各地方運輸局及び各運輸支局等は、協議会及び連絡会構成団体の地方組織の協力を得ながら、街頭検査を活用したチラシの配布等により点検・整備の必要性や重要性の啓発を行うとともに、点検整備実施状況を確認し定期点検整備未実施の使用者に対して確実な定期点検整備の励行を図る。
- ② 各地方運輸局及び各運輸支局等は、運送事業者に対して、車輪脱落事故防止緊急対策に基づく事故防止対策の徹底を図るための周知・指導を計画的に実施する。

(3)重点点検の実施

- ① 本省等は、協議会及び連絡会の協力を得て、大型車について、ディスク・ホイールの取付状態や燃料装置等の点検・整備を重点的に実施するよう運送事業者へ要請する。
- ② 各地方運輸局及び各運輸支局等は、協議会構成団体の地方組織と効果の得られる地域や点検内容等を協議し、次の事項を重点的に実施するよう関係事業者へ要請する。
 - ・運送事業者の事業用自動車を対象とし、黒煙濃度の悪化に大きな影響を与える装置（例：エア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料ポンプ等）の点検・整備を実施する。
 - ・特定整備事業者の事業場に入庫した一般整備車両を対象とし、使用者の理解を得て実施する黒煙濃度の測定及び黒煙濃度の悪化に大きな影響を与える装置（例：エア・クリーナ・エレメント等）の点検・整備を実施する。

(4)公用車の定期点検整備実施の徹底

本省等は、国土交通省内、他省庁及び地方自治体が保有する公用車について、確実な予算確保と執行を含めた定期点検整備実施の徹底が図られるよう要請する。

3. 地域の実情に応じた広報・啓発活動の企画

各地方運輸局又は各運輸支局は、地域の実情に応じた地方独自の実施事項を企画するよう努めるものとする。

第6 実施運営

1. 本省は、各地方運輸局に対して、本運動の実施等について指示するほか、協議会及び連絡会構成団体等に対し、本運動の目的、実施事項等を通知する。
2. 各地方運輸局又は各運輸支局は、協議会及び連絡会構成団体の地方組織と協議して

地域の実情に応じた地方独自強化月間及び実施事項を定め、本運動を積極的に推進するとともに、協議会及び連絡会構成団体の地方組織並びに関係者に対して本運動の実施事項等について通知する。

第7 効果測定

1. 本省等は、次回の自動車点検整備推進運動の企画・立案に活用するため、協議会の協力を得ながら、イベント参加者に対して全国統一のアンケートを実施する。併せて、協議会と連携して幅広く点検・整備に対する意識調査を実施するため、インターネットを活用したアンケートを実施する。
2. 本運動終了後、本省等は、協議会及び連絡会と連携して、以下の効果測定を行い、実施結果を的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう運動内容の検証に努めるものとする。
 - ① 本運動の関心度について、アンケート調査、ウェブサイト及びSNS閲覧数、マスメディアの掲載数等により効果を測定する。
 - ② 点検・整備に対する意識変化等について、アンケート調査等により効果を測定する。
 - ③ 地方独自に企画した実施事項は、協議会及び連絡会を構成する地方組織と連携して、効果の検証に努める。
3. 本運動の関心度及び点検・整備に対する意識変化等が分析できるよう、本運動で収集するデータ等について、過去に収集されたものも含めて適宜検討する。

第8 報告

1. 各地方運輸局は、地方独自強化月間及び地方独自実施事項を企画した地方実施細目を取りまとめ、令和4年6月末までに国土交通省自動車局に報告する。
2. 各地方運輸局及び協議会及び連絡会構成団体は、実施結果を取りまとめ強化月間の翌々月の月末までに、国土交通省自動車局整備課に報告する。

自動車点検整備推進協議会構成団体

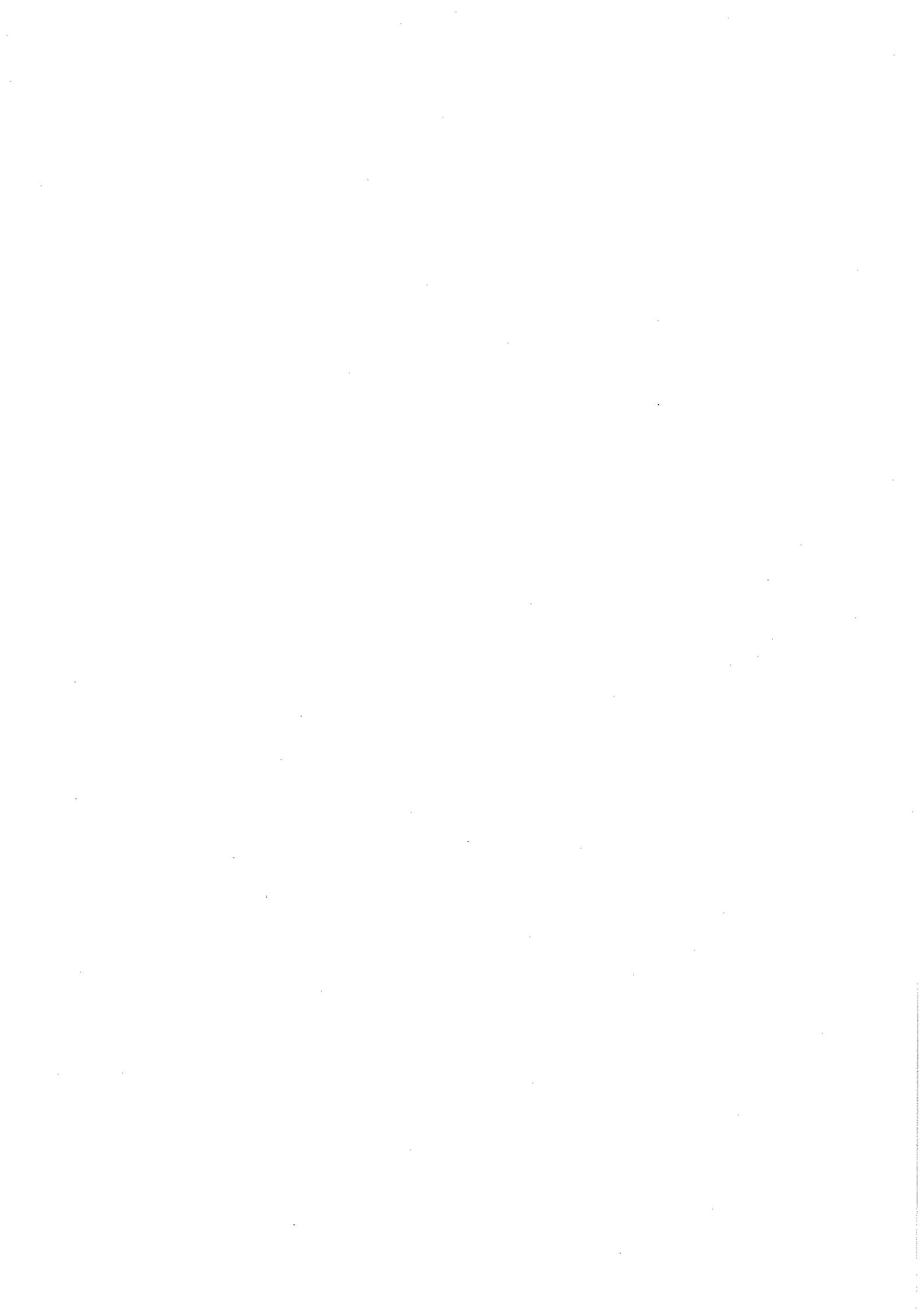
〈順不同〉

1. 一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会（事務局）
2. 一般社団法人 日本自動車工業会
3. 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会
4. 一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会
5. 一般社団法人 全国軽自動車協会連合会
6. 日本自動車輸入組合
7. 一般社団法人 日本自動車連盟
8. 一般社団法人 全国自家用自動車協会
9. 公益社団法人 日本バス協会
10. 公益社団法人 全日本トラック協会
11. 一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会
12. 一般社団法人 全国レンタカー協会
13. 一般社団法人 日本自動車タイヤ協会
14. 全国石油商業組合連合会
15. 一般財団法人 自動車検査登録情報協会
16. 公益財団法人 日本自動車教育振興財団
17. 一般社団法人 日本損害保険協会
18. 全国共済農業協同組合連合会
19. 全国労働者共済生活協同組合連合会
20. 一般社団法人 日本自動車部品工業会
21. 全日本自動車部品卸商協同組合
22. 全国自動車電装品整備商工組合連合会
23. 一般社団法人 自動車用品小売業協会
24. 一般社団法人 電池工業会
25. 全国ディーゼルポンプ振興会連合会
26. 日本自動車車体整備協同組合連合会
27. 全国タイヤ商工協同組合連合会
28. 一般社団法人 日本自動車車体工業会
29. 全国自動車部品販売店連合会
30. 一般社団法人 日本自動車部品協会
31. 全国オートバイ協同組合連合会

大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会構成団体

〈順不同〉

1. 一般社団法人 日本自動車工業会
(いすゞ自動車(株)、UD トラックス(株)、日野自動車(株)、三菱ふそうトラック・バス(株))
2. 公益社団法人 全日本トラック協会
3. 公益社団法人 日本バス協会
4. 一般社団法人 全国自家用自動車協会
5. 一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会
6. 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会
7. 全国タイヤ商工協同組合連合会
8. 一般社団法人 日本自動車タイヤ協会
9. 全国石油商業組合連合会
10. 一般社団法人 日本自動車車体工業会
11. 日本自動車輸入組合
12. 一般社団法人 日本自動車機械工具協会
13. 一般社団法人 日本自動車機械器具工業会
14. 一般社団法人 自動車用品小売業協会
15. 日本自動車車体整備協同組合連合会

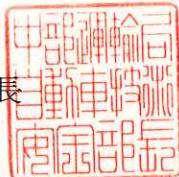


中運技整第44号の2
中運技保第36号の2
令和4年7月28日

中部地区自動車車体整備協同組合 連絡協議会会長 殿

国土交通省

中部運輸局自動車技術安全部長



自動車点検整備推進運動の実施細目について

平素は、中部運輸局の業務に対してご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。令和4年度の自動車点検整備推進運動の実施については、「自動車点検整備推進運動の実施について」（令和4年7月28日付け中運技整第43号、中運技保第35号）によりご協力を依頼したところですが、別添のとおり「令和4年度自動車点検整備推進運動の実施細目」を定めましたので、これにより、本運動を積極的に推進されよう、ご協力いただくとともに、傘下会員（組合員）のご指導方よろしくお願ひいたします。



令和4年度自動車点検整備推進運動の実施細目

主催機関・団体は、相互間はもとより関係機関・団体等との連携を密にしつつ、以下、各組織の特性を生かした取組を実施する。その際、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえた予防措置や取組の見直しも行いつつ、本運動の実施体制を確立するものとする。

実施機関等	実施事項	実施内容
中部運輸局、運輸支局及び自動車検査登録事務所	<p>1. 自動車の点検・整備を推進するための広報啓発活動</p> <p>(1) イベント等の実施</p> <p>(2) 総合的な広報・啓発活動の実施</p>	<p>① 関係団体が開催するイベントが円滑に開催されるようバックアップする。 なお、イベント名称には「自動車点検整備推進運動」を付加するとともに、国土交通省及び自動車点検整備推進協議会（以下「協議会」という。）で作成するキャッチコピー、ロゴ等を活用する。</p> <p>② 関係団体の協力を得ながら、イベント来場者等を対象に、本運動の関心及び点検・整備の必要性や重要性の認識についてのアンケート調査（別添2に従って実施）を行う。</p> <p>① 自動車点検整備推進運動の実施計画を公表する。</p> <p>② 国土交通省で作成するポスターを来訪者の目に付きやすい場所へ掲示するとともに、チラシについても窓口等へ備え置く又は配布する。 なお、自家用自動車の使用者を対象としたポスター・チラシ等については、イベント等に参加した10代から30代の若者世代へ積極的に展開するよう努める。 また、次のツールを活用した広報・啓発を積極的に実施するよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ マスメディア等（テレビ、新聞、ウェブサイト、SNS等を含む）の利用（特に、10代から30代の若者世代に焦点） ○ 啓発ワッペン及びのぼりの利用 ○ 公共施設、競技場等の掲示板の利用 ○ バス車両の前面を利用した横断幕の掲示 ○ 国土交通省及び協議会が作成した地方啓発活動支援ツールの利用 <p>③ 各地方公共団体、公共交通機関、高速道路株式会社等に対し、利用者の目につきやすい場所へのポスターの掲示やデジタルサイネージの使用、について協力を要請する。</p>

	<p>また、各地方公共団体で発行する広報紙や自治会回覧紙に掲載を依頼するなどして、より広く使用者に確実な点検・整備の実施を呼びかけるよう努める。</p> <p>④ 令和3年10月に新規追加した点検項目「車載式故障診断装置の診断の結果」や大型車の車輪脱落事故、車両火災事故防止対策について、チラシを申請窓口などへ備え置く又は配布するなどして、使用者に対し確実な点検・整備の実施を啓発する。</p> <p>⑤ 庁舎の館内放送、インターネット等によって、所属職員等（可能であれば来庁者も含む）にマイカーの確実な点検・整備の実施を呼びかける。</p> <p>⑥ 関係団体による啓発活動が円滑に実施されるよう協力する。</p>
(3) 講習等の実施	関係団体が実施する点検・整備に関する実技講習や無料点検に協力する。
(4) 整備不良等に起因する事故防止の啓発	<p>関係団体の協力を得ながら、整備不良等に起因する大型車の車輪脱落事故や車両火災事故等を防止するため、整備管理者研修、運行管理者講習、自動車検査員研修、整備主任者研修等の機会を活用して、受講者に対し本運動の目的、実施事項等について周知するとともに点検・整備の必要性や重要性の啓発に努める。この場合において、別添3の資料や大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会（以下「連絡会」という。）構成団体の製作ツール等を活用し、点検・整備の確実な実施による事故防止について周知を行う。</p> <p>また、自家用自動車の整備管理者に対し、関係団体等が主催する講習会等への自主的な参加を促すよう努める。</p> <p>さらに、運送事業者が選任する整備管理者に対しては、輸送の安全の確保が最大の使命であることを改めて確認するとともに、「事業用自動車総合安全プラン 2025 中部ブロック取組計画」を踏まえつつ、貨物自動車運送事業者の場合は「大型車の車輪脱落事故防止に係る令和3年度緊急対策」（以下、「車輪脱落事故防止緊急対策」という。）に基づく適切なタイヤ交換作業について、バス事業者の場合は「バス火災防止のための点検整備のポイント」や「貸切バス予防整備ガイドライン」に基づく整備管理方法について、整備管理者研修において教示する。</p>

	(5) 出前講座等の実施	<p>関係団体の協力を得ながら、自動車整備士養成施設等に赴き、別添3の資料等を活用し、点検・整備の実施方法、点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の必要性や重要性を説明する出前講座を行うよう努める。</p> <p>また、自動車教習所や運転免許センターに対して、ポスターの掲示等の要請のほか、その機関に指導教員として所属する職員へ、学科教本の中に記載されている点検・整備の必要性や重要性と実施方法を特に強力に指導してほしい旨を伝えるなど、積極的な働きかけを行うよう努める。</p>
	<p>2. 使用者に対する調査・指導等</p> <p>(1) ハガキ等による点検整備実施状況の調査・指導等</p>	<p>① 國土交通省は、2回連続で前検査を受検した使用者に対し、点検整備を啓発するハガキを送付することにより、定期点検整備を確實に実施するよう呼びかけるとともに、定期点検整備の実施状況調査を実施する。</p> <p>② 前検査でユーザー車検を受けようとする使用者に対し、検査受付時に定期点検整備を確實に実施するよう指導等を行う。なお、事業用自動車及び自家用大型貨物自動車ユーザーに対しては、事前の周知を行った上で中間の点検（3か月定期点検等）の実施状況についても確認し指導等を行う（別添4に従って実施）。</p> <p>③ 不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口に寄せられた情報を基に、該当する車両の使用者に対しハガキを送付して自主点検を促すとともに、点検・整備の必要性や重要性を啓発する。</p> <p>④ 確実な定期点検整備の励行を促進するため、自動車検査証備考欄や検査標章裏面に継続検査時の点検整備実施状況について記載し、使用者へ周知する。</p>
	(2) 街頭検査等での啓発・指導	<p>① 関係団体の協力を得ながら、街頭検査を活用してチラシ等の配布を行い点検・整備の必要性や重要性の啓発を行うとともに、点検整備済ステッカーや自動車検査証備考欄及び検査標章裏面の点検実施状況の情報を活用し、定期点検整備未実施の使用者等に対して、定期点検整備の確実な実施を指導する。なお、期日の過ぎた点検整備済ステッカーは保安基準不適合となる可能性があるため、剥がすよう指示する。</p> <p>また、冬用タイヤの交換時期をとらえて街頭検査</p>

		<p>を実施し、車輪脱落事故防止緊急対策に基づく適切なタイヤ交換作業やタイヤ交換後の増し締め、日常点検の確実な実施等の啓発を行うとともに、運転者の理解を得て、ホイール・ナットの締め付け状態の確認を行うなど実効性のある活動に努める。</p> <p>② 運送事業者に対して、車輪脱落事故防止緊急対策 1. (2) ②に基づく事故防止対策の徹底を図るための周知・指導を計画的に実施する。</p>
	(3) 重点点検の実施	<p>① 関係団体の協力を得て、大型車について、ディスク・ホイールの締結状態や燃料装置等の国土交通省が選定する箇所に係る点検・整備の重点的な実施及び結果報告を運送事業者へ要請する（別添5に従って実施）。</p> <p>② 関係団体と効果の得られる地域や点検内容等を協議し、次の事項を重点的に実施するよう関係事業者へ要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運送事業者の事業用自動車を対象とし、黒煙濃度の悪化に大きな影響を与える装置（例：エア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料ポンプ等）の点検・整備を実施する。 ○ 特定整備事業者の事業場に入庫した一般整備車両を対象とし、使用者の理解を得て実施する黒煙濃度の測定及び黒煙濃度の悪化に大きな影響を与える装置（例：エア・クリーナ・エレメント等）の点検・整備を実施する。
事故対	1. 使用者に対する指導等	チラシを運行管理者講習の受講者及び適性診断の受診者に対して配布して、点検・整備の必要性や重要性を周知する。
自動車機構・ 軽検協	1. 使用者に対する指導等	<p>① ポスターを施設内の利用者の目につきやすい箇所に掲示する。</p> <p>② チラシを施設内に備え置き、検査受検等により来訪した使用者等に広報する。</p> <p>③ 定期点検整備未実施の使用者に対しては、各運輸支局等と連携して、法定点検が未実施だった場合の検査標章裏面に記載される事項を周知する（軽検協においてはチラシを配付する）とともに、定期点検整備の確実な実施を呼びかける。</p> <p>④ 啓発ワッペンを着用するとともに、各運輸支局等と連携して施設内の来訪者の目につきやすい箇所にのぼりを設置する。</p>

関係団体等	<p>1. 自動車の点検・整備を推進するための広報啓発活動</p> <p>(1) イベント等の実施</p>	<p>① 地域の実情等を踏まえ、より多くの使用者等に点検・整備の必要性や重要性が伝わるような地域イベントの開催に努める。</p> <p>なお、一般来場者の参加が多く見込める日時、場所や催し内容に配慮し、近年のアンケート調査結果を受けて、次の内容を踏まえた地域イベントの開催に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日常点検を実施しない使用者に対しては、「無料点検コーナー」や「マイカ一点検教室」等の参加・体験・実践型の催しを通して、点検・整備の実施方法等を説明することで、誰もが容易に実施できる内容であることをPRする。 ○ 定期点検を実施しない使用者に対しては、「点検・整備なんでも相談コーナー」等を活用し、新品部品と使用により劣化した部品のサンプルを見せながら、定期点検を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えて、定期点検整備の必要性を説明するとともに、車検と定期点検整備の違いや車検時と比較して費用や手間がかからないことをPRする。 <p>② 地域イベント等においては、その名称に「自動車点検整備推進運動」を付加するとともに、国土交通省と協議会が共同で作成したキャッチコピー、ロゴ等を活用するとともに、マスメディアを活用して積極的なイベントPRを行い、マスメディアに多く取り上げられることを通じてイベントに参加しない使用者にもイベントの効果が波及するよう努める。</p>
	<p>(2) 総合的な広報・啓発活動の実施</p>	<p>① ポスターを来訪者の目につきやすい場所へ掲示するとともに、チラシ等についても事業者の窓口や応接コーナー等へ備え置く又は配布して、来訪者に広報する。</p> <p>② 定期点検整備未実施の使用者等に対しては、別添3の資料等を活用し、点検・整備を怠った場合の不具合事例や事故事例、経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の必要性や重要性を説明し、確実に点検・整備を実施するように呼びかける。</p> <p>③ 国土交通省や連絡会で作成する大型車の車輪脱落事故や車両火災の防止に必要な点検・整備を啓発する広報物等を来訪者の目につきやすい場所へ掲示するとともに、チラシ等についても事業者の窓口や応接コーナー等へ備え置く又は配布して、来訪者に広報する。</p>

	<p>なお、大型車の車輪脱落事故防止の取り組みについては、車輪脱落事故防止緊急対策も踏まえて広報啓発を実施する。</p> <p>④ マスメディア等を活用して、点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の必要性や重要性を訴える。</p> <p>なお、マスメディア等を活用して広告する場合は、国土交通省と共同で作成したキャッチコピーやロゴ等を活用する。</p> <p>⑤ ウェブサイト、SNS及びデジタル広告を活用し点検・整備の必要性や重要性を呼びかけるとともに、日常点検の実施方法が確認できるようとする。なお、スマートフォン・携帯電話からも閲覧できるよう配慮する。</p> <p style="text-align: center;">ホームページ http://www.tenken-seibi.com スマートフォン・携帯電話 http://tenken-seibi.com/m/</p> <p>⑥ 各団体で実施している会議の機会や会報、機関誌及びホームページ等を利用して、傘下会員及び参加者等へ点検・整備の必要性や重要性を周知する。</p> <p>⑦ 特定整備事業者又は販売店において、定期点検整備の実施時期が近づいた使用者に対して、ハガキ等により定期点検実施を案内するなど、確実な点検・整備の実施を呼びかける。</p> <p>⑧ 各団体において保有する車両や会員等が使用する車両の車種に応じた適正な点検・整備の実施を図る。</p> <p>⑨ 社屋、営業所等における館内放送等によって、所属職員等にマイカーの確実な点検・整備の実施を呼びかけるとともに、友人や家族にも所属職員から点検・整備の励行を依頼する。</p> <p>⑩ 各地方運輸局及び各運輸支局等が実施する講習・出前講座等に協力する。</p>
2. 使用者に対する調査・指導等 (1) 街頭検査での啓発・指導等	各運輸支局等が実施する街頭検査での啓発活動に協力する。
(2) 重点点検の実施	<p>① 重点点検対象の大型車について、ディスク・ホイールの締結状態や燃料装置等の国土交通省が選定する箇所に係る点検・整備の重点実施及び結果報告に協力する（別添5）。</p> <p>また、事業用自動車について、黒煙濃度の悪化に影</p>

		<p>響の与える装置（例：エア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料ポンプ等）に係る点検・整備を重点的に実施するよう協力する。</p> <p>② 入庫した一般整備車両について、使用者の理解を得ながら黒煙濃度の測定及び黒煙濃度の悪化に大きな影響を与える装置（例：エア・クリーナ・エレメント等）に係る点検・整備の重点実施に協力する。</p>
	(3) その他	<p>① 各団体において保有する車両や会員等の使用する車両の車種に応じた適切な点検・整備の実施を図る。</p> <p>② 社屋、営業所等における館内放送等によって、所属職員等にマイカーの点検・整備の実施勧行を呼びかけるとともに、友人や家族にも所属職員から点検・整備の勧行を依頼する。</p> <p>③ 国土交通省の行う定期点検の実施状況の調査や確認について、その協力に努める。</p>

自動車点検整備推進運動において使用する啓発資料

プレス資料	通達等
・「エンジンオイルの劣化による車両火災防止に向けた対策について」（平成24年7月プレス資料）	—
・「ブレーキ装置のメンテナンスにより事故を未然に防ぎましょう」（平成25年12月プレス資料）	—
・「ホイール・ベアリングの点検整備により車両火災を未然に防ぎましょう」（平成26年7月プレス資料）	—
—	・「自動車製作者等が提供する点検及び整備に関する情報に基づく確実な自動車の保守管理の実施について」（平成27年4月30日付、国自整第38号）
—	・大型自動車のホイール・ボルト折損による車輪脱落事故防止について（平成27年9月10日付、国自整第196号）
—	・事業用自動車の緊急点検の実施及び保守管理の徹底について（平成27年12月25日付、国自整第321号）
—	・自動車の車枠・車体等の適切な点検整備の実施について（平成27年12月25日付、国自整第32号）
・事業用バス火災事故の防止の徹底について（平成28年2月プレス資料）	・事業用自動車の車両火災事故に向けた保守管理の徹底について（平成28年2月19日付、国自整第370号、国自安第254号） ・バスのスプリング式補助ブレーキを備えた車両の火災事故防止の火災事故防止の徹底について（平成28年2月19日付、国自安第249号、国自整第365号）

<ul style="list-style-type: none"> ・ディファレンシャル・オイルの不足等にご注意下さい（平成28年3月プレス資料） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ディファレンシャル・オイル不良による火災事故防止の徹底について（平成28年3月4日付、国自安第268号、国自整第393号）
<ul style="list-style-type: none"> ・全てのバス事業者に『バス火災事故防止のための点検整備のポイント』を通知しました（平成28年4月プレス資料） 	<ul style="list-style-type: none"> ・車両火災事故防止に向けた確実な点検整備の実施について（平成28年4月22日付、国自整第16号、国自安第6号）
<ul style="list-style-type: none"> ・トレーラのブレーキ引き摺りによる火災にご注意！（平成28年6月プレス資料） 	<ul style="list-style-type: none"> ・トレーラ火災の未然防止に関する注意事項の周知について（平成28年6月23日付、国自審第509号、国自安第53号、国自整第73号） ・バスの車両火災事故防止の徹底について（平成28年6月23日付、国自安第58号、国自整第76号）
<ul style="list-style-type: none"> ・「三菱ふそうトラック・バス(株)製の大・中型バスについて 車両床下部の腐食に関する無料点検を速やかに受けてください」（平成28年7月プレス資料） 	<ul style="list-style-type: none"> ・三菱ふそうトラック・バスの大・中型バスの車両床下部の腐食点検について（平成28年7月26日付、国自整第127号）
<ul style="list-style-type: none"> ・2月は、大型自動車等の車輪脱落事故の発生ピーク！（平成29年1月プレス資料） 	<ul style="list-style-type: none"> ・大型自動車等の車輪の脱落事故防止について（平成29年1月31日付、国自整第315号）
<ul style="list-style-type: none"> ・「「貸切バス予防整備ガイドライン」を策定しました。」（平成29年3月プレス資料） 	<ul style="list-style-type: none"> ・貸切バスの確実な点検整備の実施の徹底について（平成29年3月28日付、国自整第398号）
—	<ul style="list-style-type: none"> ・ホイール・ボルト折損による大型自動車等の車輪の脱落事故防止について（平成29年11月14日付、国自整第213号）